

連携協力に関する協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と株式会社紀陽銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携協力を円滑にするために、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、技術相談や共同研究等及び地域における企業に役立つ情報を共有すること等を通じて両者の連携を強化し、相互の発展並びに地域経済の活性化に貢献することを目的として、本協定を取り交わす。なお、本協定は、甲及び乙が、それぞれ他の金融機関、大学その他の機関との間で、前記目的と同様の契約を締結することを妨げるものではない。

（連携窓口の設置）

第2条 甲及び乙は、連携・協力に関する窓口をそれぞれ設置し、相互に協議・情報交換等を行う。

（連携協力内容）

第3条 甲及び乙は、次の各号に定める事項について、互いに連携協力するものとする。

- (1) 企業等からの技術等の相談対応
- (2) 企業等からの共同研究等の推進
- (3) 大学発ベンチャーの創出・推進
- (4) 連携プロジェクトの推進
- (5) 相互の人材の交流
- (6) その他連携協力に寄与する事項の推進

（情報交換会の開催）

第4条 前条各号の連携協力にあたり、甲及び乙は情報交換のため、適宜情報交換会を開催するものとする。

（秘密保持義務）

第5条 甲及び乙は、第3条各号の連携協力により、知り得た情報のうち、双方の協議において秘密にすべきと判断された情報（公知となったものは除く。以下「秘密情報」という。）に対して秘密保持の義務を負うものとする。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を相手方の事前の同意なしに第三者への漏洩又は開示をしてはならない。但し、裁判所、その他の公的機関等から開示命令、開示要請を受けた場合を除くものとする。
- 3 本協定の終了後といえども5年間は、甲及び乙の秘密保持義務は消滅しないものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、その締結日から1年間とし、本協定終了日の30日以前に両当事者が別段の意思表示をしない場合は、本協定は同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

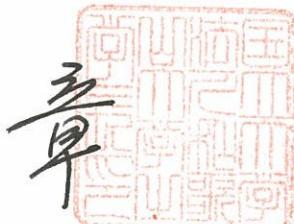
第7条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲及び乙はともに誠意をもって協議、解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月19日

甲 住 所 和歌山市栄谷930番地
氏 名 国立大学法人和歌山大学

学 長 八 一 田



乙 住 所 和歌山市本町1丁目35番地
氏 名 株式会社紀陽銀行

代表取締役 片 山 博 臣

